

議案第 36 号

訴えの提起に関する件

地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、訴えを提起しようとするものであります。

令和8年6月23日提出

芽室町長 手 島 旭

1 訴えの内容

公営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、訴えを提起するものであります。

2 訴えの相手方及び理由

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

●●●●●●●●●●●●の公営住宅（耐火構造二階建１戸 70.37 平方メートル）の入居者に対し、令和 7 年 1 2 月 8 日に滞納を理由とする住宅の明渡し請求を行ったところ、明渡しの意思を示し、令和 8 年 1 月 8 日付けで令和 8 年 2 月 2 7 日を退去期日とした退去届の提出がありましたが、現在も住宅の明渡しが行われていないことから、訴えを提起して公営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるものであります。

3 訴訟追行の方針

- (1) 裁判の結果必要がある場合は、上訴するものとする。
- (2) 訴訟において必要がある場合は、適当と認める条件で和解又は調停に応ずるものとする。